

# 平成17年度地方税制改正のお知らせ

地方税法が改正されました。主な改正点は次のとおりです。

## 個人住民税の定率減税の見直し

平成18年度分以後の住民税所得割の定率減税の額が段階的に引き下げられます。

定率減税の内容	
現行	所得割額から15%相当額、上限4万円を控除(所得税2.5万円)
平成18年度	所得割額から7.5%相当額、上限2万円を控除(所得税12.5万円)

## 個人住民税の非課税措置の見直し

平成18年度以降の住民税について、年齢65歳以上の人のうち前年中の合計所得金額が125万円以下の人に対する個人住民税の非課税措置が廃止されます。

## 個人住民税の年金課税の見直し

公的年金収入のうち、年齢65歳以上の人公的年金の控除額が見直され、120万円になります。(平成17年1月1日以降の所得に対して適用され、平成18年度以降の課税額に反映さ

れます)

## 高齢者控除の廃止

年齢65歳以上で、かつ前年の合計所得が1,000万円以下の人に適用される高齢者控除48万円(所得税50万円)が廃止されます。

高齢者控除が廃止されたことにより、高齢者控除と重複して受けることができなかった寡婦・寡夫控除を受けることができるようになりました。

## 個人住民税の均等割の見直し

平成16年度までは、同一町内に均等割の納税義務を負う夫がいる場合には妻の均等割は免除されていましたが、平成17年度以降段階的に廃止され、所得金額が一定金額を超える人に均等割が課税されます。

一定の金額とは、所得で315,000円(給与収入で965,000円)です。

年 度	生計同一の妻の均等割額
平成17年度	2,000円
平成18年度以降	4,000円

問合せ先 役場税務課  
932-1151



## 分譲宅地概要

- 分譲区画 住宅用宅地1区画
- 所在 須恵町大字上須恵字天神ノ木856・5
- 地目 宅地
- 面積 248・58㎡(約75坪)
- 処分予定額 1205万6000円

## 施設

- 水道 町営水道引込済
- 電気 既存九州電力電柱からの引込
- ガス 個別プロパンガス
- 下水道 公共下水道施設なし(合併浄化槽設置の義務付けがあります。)
- 土地利用規制
- 都市計画区域内 非線引都市計画区域
- 用途地域 第二種低層住居専用地域
- 制限の概要 建ぺい率40%、容積率60%
- 壁面後退 1・0m 最低敷地面積 200㎡
- 高さ制限 10m
- 対象公共施設
- 小学校 町立須恵第一小学校
- 中学校 町立須恵中学校
- 行政区 上須恵区(高宮組合)
- 申込み資格
- 自己の住宅を建築するために、土地を必要とする個人を対象とします。
- 問合せ先 役場財政課  
932-1151

# 町有地を売却します

## 臨時職員の登録者募集

### 須恵町臨時職員登録の主な内容

募集職種	一般事務 図書館事務 給食調理員	保健師 (要資格)	保育士 栄養士 幼稚園教諭 (各職種とも要資格)
賃金	5,600円/日	8,000円/日	6,500円/日
勤務時間	8:30~17:15(月13日以内勤務)		
受付日時	随時受付(土・日・祝日を除く)		
登録資格	高校卒業程度の学力を有する人		
有効期限	平成19年3月31日(登録されても登録者全員に雇用があるとは限りませんので、ご了承ください)		
提出書類	登録申請書および履歴書(役場総務課で配布のもの)		
提出・問合せ先	役場総務課 932-1151		

町では、一時的に事務量が増大したときなどに速やかに対応するため、臨時職員登録制を実施しています。今回、平成18年度の臨時職員の登録者を募集します。職員の補充が必要になったときは選考の上、この登録者の中から採用します。対象者は、高校卒業程度の学力を有する人で、勤務条件などは次のとおりです。なお、すでに登録されている人でも、平成18年度に引き続き登録を希望する人は、新たに登録が必要です。

## 麻しん・風しんの予防接種の変更について

予防接種法の改正により、平成18年4月1日から、麻しん、風しんの予防接種が変わります。

現行(平成18年3月31日まで)	改正後(平成18年4月1日以降)
麻しん 1歳~7歳半 1回接種	麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)
風しん 1歳~7歳半 1回接種	

1歳になったらすぐ接種しましょう。予防接種が済んでいない人や罹患していない人は平成18年3月31日までに接種してください。

現行で、麻しん・風しんの予防接種が両方とも済んでいる人や、どちらか片方でも済んでいる人、又は、どちらか片方でも罹患した人は対象になりません。

問合せ先 役場保健環境課 健康係 932-1151